

賃金訴訟原告団にご参加ください！



2013年4月
中央執行委員長 高山 佳奈子

昨年来の給与減額に関しては、これまでに、3つの単組がすでに訴訟を提起し、6つの単組がさらなる提訴を予定しています。

京都大学職員組合四役も、2月20日と3月14日に、京都第一法律事務所で、減額賃金支払請求訴訟についての話し合いを持ちました。

★ 毎月の賃金支払いを求める権利は、2年で時効にかかります、逡巡しているうちに、給与を取り戻せなくなってしまいます！

★ 原告団への参加は、簡単です！

＜ご用意いただくもの＞

1. 原告団参加票（右ページ）
2. 2012年7月と2012年8月の給与明細
3. （提出を希望する方のみ）陳述書
（子育て、ローンで困っているなど、自分が裁判所に伝えたいこと。）

たったこれだけです！

お金はかかりません。仕事を休んで裁判所に行く必要もありません。

削減された金額が正確にわからなくても大丈夫です。

★顧問法律事務所の弁護士の先生をお招きして学習会を開催しています。

- 先行して裁判を進めている単組のノウハウを活かしながら、京大教職員がさらに有利な点、これからの見通しなどをうかがっています。
- 学習会の内容は、組合員専用ページでも映像配信しています。

★退職される教職員の方々にも、原告団に参加していただけます。

★原告団に参加するために、これから組合に加入される方も歓迎です！

提訴の準備や裁判を行う際には、委員長が中心となり責任をもって進めます。

1人でも多くの組合員のご参加を求めます ♣

別紙の「原告団参加票」を組合事務所まで！

京都大学職員組合
賃金請求訴訟の原告団参加票

私、 _____ は、京都大学職員組合が
呼びかける、賃金請求訴訟の原告団に参加いたします。

勤 務 先 : _____

所 属 支 部 : _____

ご 住 所 : 〒 _____

電 話 番 号 : _____

メールアドレス : _____

組合員のみなさん

京都大学職員組合
中央執行委員長 高山佳奈子

賃金請求訴訟の原告団ご参加の呼びかけ

日頃は京都大学職員組合の活動に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、ご存じの通り、京都大学法人は昨年8月より、国家公務員の臨時給与減額に対応して、教職員の給与削減を実施しています。この措置がとられた当初、賃下げ期間はこの年度末までとされていましたが、京大法人は来年度についても延長して実施する方針を示しています。

職員組合は、この問題に関して8回にわたり団体交渉を実施してきました。この賃下げについて職員組合が考える重要な論点は下記のようなものでした。

1. 国からの要請があると言うが何ら強制力をもつものではなく、独立した法人として判断ができるはずである。
2. 引き下げられた賃金は震災復興財源に充てられるとしているが、被災地支援とは無関係の事業に多分に執行されており、このことについて京大法人として何ら検証がされていない。
3. 労働法制上、賃下げはあらゆる経営努力を尽くした後に着手すべきものとされているが、賃下げがやむを得ぬという事情が具体的に示されていない

しかし、京大法人は、交渉回数を重ねるものの、組合の求める説明に誠意のある回答をしませんでした。この状況に至って、中央執行委員会としては、これ以上団体交渉を重ねても実りある結論は得られないと判断し、全大教の賃金請求訴訟の提起に応じて、職員組合の運動として原告団を組織して法廷闘争に加わる方針を固めました。

この法廷闘争は、単に引き下げられた賃金の回復を求めるだけでなく、国立大学法人制度における労使関係のあり方、同制度における労働条件決定のあるべき姿を問う重要な訴訟であるとともに、公務部門労働者に対する一方的な不利益扱いの是非を問う社会的意義も高い訴訟であると考えています。そして何より、大学は「真理の探究」する場であり、その教職員たちが、明らかに不当な事案に対して、いつまでも押し黙ってはいはならないと考えます。

顧問法律事務所の弁護士とも接触を始めていますが、弁護団からは「この件にかかる訴訟は社会的意義の観点から、訴訟をより有利に進めるためにも、多数の原告団を組織し社会的インパクトを高めた方が良い」との助言を頂いています。

「大学の独自性発揮」を謳った法人化からまもなく9年が経過します。しかし私たちが目にしたのは「国の要請」に唯々諾々と従う法人の姿と、賃下げばかりです。もう、黙っている時ではありません。教職員の教育・研究活動及び生活を保障し、国立大学等における教育・研究活動のさらなる充実を目指して立ち上がるべく、原告団に参加されることを強く呼びかけます。